

太田地域在宅医療・介護連携推進協議会の設置及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 在宅医療・介護連携推進事業（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第4号に規定する事業をいう。以下「推進事業」という。）を円滑に推進することを目的として、太田地域在宅医療・介護連携推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる推進事業の取組及び推進事業に関連する事業の実施方策等について協議する。

- (1) 地域の医療・介護の資源の把握
- (2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- (3) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- (4) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- (5) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- (6) 医療・介護関係者の研修
- (7) 地域住民への普及啓発
- (8) 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

(組織)

第3条 協議会の委員は、次の団体等から市長が委嘱する。

- (1) 太田市医師会
- (2) 在宅療養支援病院
- (3) 在宅療養支援診療所
- (4) 太田新田歯科医師会
- (5) 太田市薬剤師会
- (6) 群馬県看護協会太田地区支部
- (7) 群馬県介護支援専門員協会太田支部
- (8) 群馬県医療ソーシャルワーカー協会
- (9) 群馬県理学療法士協会
- (10) 群馬県作業療法士会
- (11) 群馬県ホームヘルパー協議会
- (12) 群馬県訪問看護ステーション連絡協議会南支部
- (13) 太田栄養士会

- (14) 群馬県歯科衛生士会
- (15) 太田市柔道整復師会
- (16) 太田市老人福祉施設協議会
- (17) 群馬県老人保健施設協会
- (18) 太田市社会福祉協議会
- (19) 太田市健康医療部長
- (20) 群馬県太田保健福祉事務所長
- (21) 医療及び介護に関する学識者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長3人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(部会)

第7条 協議会に必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会委員は、第3条に掲げる団体等の推薦により、会長が選任する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会委員の互選により選任する。

4 第4条、第5条第2項及び第3項並びに前条の規定は、部会に準用する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康医療部において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。